

13

青山台1丁目西部住宅地区

協定区域	垂水区青山台1丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可	1978年12月22日
	面積	18,613.26 m ²		更新	1990年1月27日
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2021年1月19日～2031年1月18日(10年)	

協定内容の概要

- (1) 建築物の敷地の区画は、協定締結時の区画とし、これを分割してはならない。但し、分割後のそれぞれの区画の敷地が、150平方メートルを超える場合は、この限りでない。
- (2) 建築物は、一戸建てとする。
- (3) 建築物の用途は、個人専用住宅又は医院兼用住宅とする。但し、店舗部分の床面積が50平方メートル未満の店舗兼用住宅で、青山台1丁目西部住宅地区建築協定書第10条に定める協定運営委員会(以下「委員会」という。)が住宅環境を損なわないと認めたものは、この限りでない。また、20番5号の区画に限り教会も可能とする。
- (4) 建築物の地階を除く階数は、2以下とする。
- (5) 建築物の高さ(突出部分を含む。)は、10メートルを超えてはならない。但し、小規模な昇降機塔を設ける場合については、この限りでない。
- (6) 敷地内擁壁の天端の張り出し等の構造物は作ってはならない。但し、擁壁に関しては、委員会が住宅環境を損なわないと認めたものは、この限りでない。
- (7) ガレージは、石積の勾配より突出しないような形態とする。但し、委員会が住宅環境を損なわないと認めたものは、この限りでない。

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

運営委員会連絡先 委員長

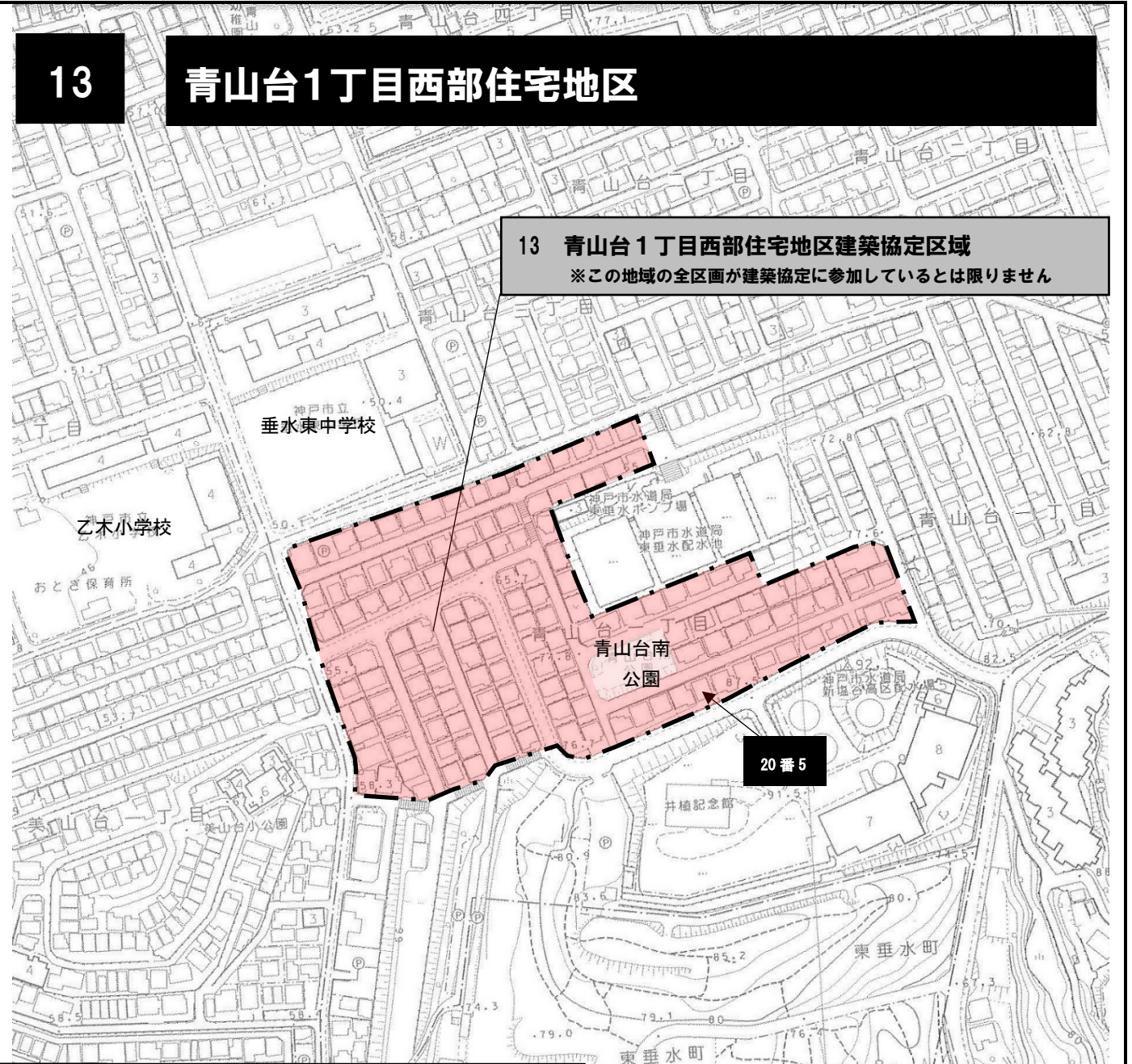
詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせ下さい。

13

青山台1丁目西部住宅地区

13 青山台1丁目西部住宅地区建築協定区域

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません



位置図

